

[事案 2023-337] 10 大疾病保険金等支払請求

・令和 6 年 11 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始期前発症を理由に、10 大疾病保険金等が支払われなかったことを不服として、保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 5 年 6 月下旬に膵神経内分泌腫瘍と診断され、同年 7 月上旬に入院したため、同年 6 月上旬に契約した組立型保険にもとづき、10 大疾病保険金およびがん入院給付金を請求したところ、責任開始期前発症を理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、保険金等を支払ってほしい。

- (1) 加入時期と発症時期（医師推定、不詳、原因不明）に関係性はなく故意ではない。
- (2) 医師に膵内分泌腫瘍と確認済みであり、病名相違である。
- (3) 医師から、責任開始期前からの罹患についての説明はない。

<保険会社の主張>

告知日時点で受診していないため申立人に病自覚はなかったと考えられるが、医学的には20日程度の短期間に腫瘍が一気に進行するとは考えにくいこと、告知日時点で腫瘍はあったと思われる旨の主治医からの回答にもとづき、申立人の疾患は責任開始期前に罹患していたものと判断したこと等から、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、加入時の疾患認識状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。